

(仮称) 富秋学園整備事業 設計施工者選定  
公募型プロポーザル 募集要項

令和5年4月

和泉市教育委員会

## 目次

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| 1. 目的                           | 1  |
| 2. 事業の概要                        | 1  |
| (1) 事業名                         | 1  |
| (2) 発注者                         | 1  |
| (3) 工事場所                        | 1  |
| (4) 整備対象施設                      | 1  |
| (5) 対象業務                        | 1  |
| (6) 要求水準                        | 1  |
| (7) 履行期間                        | 2  |
| (8) 提案上限価格                      | 2  |
| (9) 支払条件（和泉市建設工事前金払取扱規則の規定に基づく） | 2  |
| 3. 契約方法                         | 2  |
| 4. 事務局                          | 2  |
| 5. 参加資格                         | 3  |
| (1) 参加者の構成等                     | 3  |
| (2) 参加者に共通する参加資格                | 3  |
| (3) 単独企業及び共同企業体の代表企業の参加要件       | 5  |
| (4) 業務別の参加資格                    | 5  |
| (5) 実施体制                        | 7  |
| (6) 再委託                         | 8  |
| 6. 日程                           | 8  |
| (1) 公告、現地確認、参加表明等の日程            | 9  |
| (2) 技術対話の日程                     | 9  |
| (3) 技術提案書の提出、評価等日程              | 9  |
| (4) 契約締結等日程                     | 9  |
| 7. 募集要項等の交付                     | 10 |
| (1) 交付資料の位置づけ                   | 10 |
| (2) 交付資料の配布方法                   | 10 |
| (3) 電子データの提供期間                  | 11 |
| (4) 電子データの提供方法                  | 11 |
| 8. 現地確認                         | 11 |
| (1) 申込期間                        | 11 |
| (2) 申込方法                        | 11 |
| (3) 現地確認日時の連絡                   | 11 |

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| 9. 質疑の受付及び回答                     | 11 |
| (1) 提出方法等                        | 11 |
| (2) 参加表明・一次審査に関する質疑              | 11 |
| (3) 技術提案に関する質疑                   | 12 |
| 10. 参加表明書・一次審査書類の作成及び提出方法        | 12 |
| (1) 提出方法等                        | 12 |
| (2) 提出期間                         | 12 |
| (3) 提出書類                         | 12 |
| (4) 参加資格確認結果の通知、技術提案書提出依頼の送付     | 12 |
| (5) 参加表明の秘匿                      | 13 |
| 11. 技術対話の方法等                     | 13 |
| (1) 申込方法等                        | 13 |
| (2) 提出期間                         | 13 |
| (3) 提出書類                         | 13 |
| (4) 技術対話の実施日等                    | 14 |
| (5) 技術対話結果の通知及び公開                | 14 |
| 12. 技術提案書の作成及び提出方法               | 14 |
| (1) 提出方法等                        | 14 |
| (2) 提出期間                         | 14 |
| (3) 提出書類                         | 14 |
| (4) 作成の留意事項                      | 14 |
| 13. 評価の実施及び結果の通知                 | 17 |
| (1) 委員会の設置                       | 17 |
| (2) 実績・体制審査                      | 17 |
| (3) 技術提案審査（技術提案、プレゼンテーション、ヒアリング） | 18 |
| (4) 提案価格審査                       | 18 |
| (5) 提案者が1者の場合の取扱い                | 18 |
| (6) 最優秀提案者及び次点提案者の決定             | 18 |
| 14. 契約に関する事項                     | 19 |
| (1) 契約の締結                        | 19 |
| (2) 契約の成立                        | 20 |
| (3) 契約金額と契約代金内訳書の提出              | 20 |
| (4) 技術提案内容                       | 20 |
| (5) プレゼンテーションやヒアリングにおける発言等       | 21 |
| 15. 参加者の失格                       | 21 |

|     |                     |    |
|-----|---------------------|----|
| 16. | 提案書内容不履行の場合の措置..... | 21 |
| 17. | プロポーザルの中止.....      | 21 |
| 18. | 留意事項.....           | 22 |

## 1. 目的

この募集要項（以下「本要項」という。）は、令和4年3月に策定した「富秋中学校区施設一体型義務教育学校基本計画」（以下「基本計画」という。）に基づき、本事業の円滑な実施に資する事業手法として設計・施工一括発注方式を採用することとし、本事業の設計、施工及び工事監理業務等（以下「本業務」という。）を実施する設計施工事業者の選定を行います。

上記について、新校舎に対する市民の意見を踏まえて発注者が求める機能や諸条件を満たす高度かつ専門的な能力を有する者を設計施工事業者を選定するため価格とそれ以外の提案部分を総合的に評価できる公募型プロポーザル方式により最適な事業者を選定するため、必要な事項を定めるものです。

## 2. 事業の概要

### (1) 事業名

（仮称）富秋学園整備事業

### (2) 発注者

和泉市（以下「本市」という。）

### (3) 工事場所

大阪府和泉市富秋町2-2-89

### (4) 整備対象施設

新校舎の建設工事（延べ面積 約11,750㎡）

他施設の概要等は（仮称）富秋学園整備事業 要求水準書（以下「要求水準書」という。）を参照ください。

### (5) 対象業務

本事業の対象業務は、次表の「●」が記されている業務です。「別途」が記されている業務は、別に発注する予定です。

| 対象施設      | 基本計画<br>ステップ①<br>(準備工事)<br>転用改修<br>整備工事 | 基本計画<br>ステップ①<br>解体工事-1<br>(特別教室棟<br>・講堂) | 基本計画<br>ステップ②<br>新校舎<br>建設工事 | 基本計画<br>ステップ③<br>解体工事-2<br>(体育館・<br>普通教室棟<br>・管理棟) | 基本計画<br>ステップ③<br>グラウンド<br>整備工事1 | 基本計画<br>ステップ④<br>グラウンド<br>整備工事2 |
|-----------|---|---|------------------------------|--|---------------------------------|---------------------------------|
| 基本・実施設計業務 | 別途                                      | ●   | ●                            | ●  | ●                               | ●                               |
| 施工業務      | 別途                                      | ●   | ●                            | ●  | ●                               | ●                               |
| 工事監理業務    | 別途                                      | ●   | ●                            | ●  | ●                               | ●                               |

### (6) 要求水準

本業務の実施に係る要求水準は、要求水準書のとおりです。

### (7) 履行期間

契約締結日の翌日（和泉市議会の議決日の翌日：令和5年12月予定）から令和10年3月31日（グラウンド整備工事2完了）までとし、そのうち新校舎建設（基本計画ステップ②）は令和9年2月28日竣工、同年4月供用開始とします。ただし、提案により履行期間を短縮することは差し支えありません。

### (8) 提案上限価格

本業務に係る提案上限価格は、以下のとおりとする。

提案上限価格： 6,917,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、提案上限価格及び内訳上限価格を超えた提案は、失格とします。

※内訳上限価格（消費税及び地方消費税を含む）

①設計業務： 299,000,000円

②施工業務： 6,532,000,000円

③工事監理業務： 86,000,000円

### (9) 支払条件（和泉市建設工事前金払取扱規則の規定に基づく）

| 年度                           | 支払限度額（単位：千円）<br>（消費税及び地方消費税含む） |
|------------------------------|--------------------------------|
| 令和5年度 前金払（設計業務）              | 89,700                         |
| 令和6年度 前金払・部分払<br>完了払（基本設計業務） | 59,660<br>50,512               |
| 令和7年度 前金払・部分払<br>完了払（実施設計業務） | 857,482<br>158,788             |
| 令和8年度 前金払・部分払                | 4,571,091                      |
| 令和9年度 前金払・部分払・完了払            | 1,129,767                      |

※部分払時期は協議によるものとする。

## 3. 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

## 4. 事務局

和泉市教育委員会教育・こども部学校園管理室（担当：蓮池、正心）

所在地 〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号（和泉市役所5階）

電話 0725-41-1551（内線：1538）

0725-99-8158（直通）

FAX 0725-43-5220

E-mail tomiaki\_db@city.osaka-izumi.lg.jp

URL <https://www.city.osaka-izumi.lg.jp/kakukano/kyouikubu/gakkoenkanri/tomiakichuugakkoukushisetsuitaigatagimukyoubijigyou/index.html>

- ※ 本事業の発注者支援に係るコンストラクションマネジメント業務を、明豊ファシリティワークス株式会社（以下「CMR」という。）に委託しています。本プロポーザルに関し、本市からの指示に基づいてCMRから依頼等が行われた場合は、これを本市によるものとして対応してください。

## 5. 参加資格

### (1) 参加者の構成等

ア 本プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）は、次に示す単独企業又は特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）とします。

- ① 単独企業
- ② 代表企業＋設計企業の2者による共同企業体
- ③ 代表企業＋市内企業の2者による共同企業体
- ④ 代表企業＋市内企業＋設計企業による3者の共同企業体

※市内企業とは、和泉市内に本社、又は支社・営業所を置く企業とします。

※設計企業とは、共同企業体において、設計業務及び工事監理業務を担う者とします。

なお、設計業務における専門性の補完や工事監理業務の第三者性の向上等を目的として、複数の設計企業の参画も可とします。

- ⑤ 同一企業が2以上の「単体企業」、「共同企業体の構成員」として本プロポーザルに参加しないこととします。各配置予定技術者等の重複参加も同様とします。
- ⑥ 共同企業体の構成員の制限として、各構成員の出資比率は20%以上とします。ただし、設計企業の最低出資比率の制限は設けず、役割分担型の共同企業体協定を締結するものとします。また、代表企業は本業務の中心的役割を担う履行能力を持ち、最大出資比率の構成員とします。

### (2) 参加者に共通する参加資格

参加者（共同企業体の場合は、全ての構成員）は、参加表明書提出時点において、次に掲げる要件を全て満たす者とします。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者とします。
- イ 令和4・5年度和泉市入札参加資格業者のうち、測量・建設コンサルタント等、又は建設工事に登録されている者とします。なお、登録されていない事業者においては、参加表明書提出の際に登録者と同等の資格を有することを確認するため、下表の書類（証明書は、発行日より3ヶ月以内）を合わせて提出し、資格審査を行った上で本プロポーザルに参加可能なものとします。ただし、この追加登録は本業務に対してのみ有効とします。

|   | 提出書類                | 備考                   |
|---|---------------------|----------------------|
| 1 | 商業登記簿謄本（登記事項証明書）の写し |                      |
| 2 | 国税の納税証明書（その3の3）の写し  |                      |
| 3 | 市税の納税証明書の写し         | 本店、支店、営業所等が和泉市に存する場合 |
| 4 | 財務諸表（直近1年間）の写し      |                      |
| 5 | 印鑑証明書の写し            |                      |
| 6 | 使用印鑑届               |                      |
| 7 | 暴力団排除に関する誓約書        |                      |
| 8 | 委任状                 | 支店等に本業務の権限を委任する場合    |

ウ 参加表明書受付日時点に、和泉市入札参加有資格業者指名停止要綱（平成17年4月28日制定）に基づく、入札参加資格停止又は指名回避措置、和泉市契約関係暴力団排除措置要綱（平成24年6月1日制定）に基づく入札等除外措置、及び大阪府において法令違反を理由として入札参加資格停止の対象となっていない者とします。

エ 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次の①から⑤の要件に該当する者でないこととします。

- ① 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てがなされている者。
- ② 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者。
- ③ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者。
- ④ 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者。
- ⑤ 銀行取引停止処分がなされている者。

オ 自己又は自社もしくは自社の役員等が、平成25年度以降の間、次の①から⑥のいずれにも該当する者でないこととします。

- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- ② 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ③ 自己、自社、もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者。
- ④ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者。
- ⑤ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- ⑥ 上記①から⑤までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者。

カ オ①から⑥までに掲げる者が、平成25年以降の間、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人でないこととします。

キ 富秋中学校校区施設一体型義務教育学校整備事業デザインビルド事業者選定支援等業務の受



託者である明豊ファシリティワークス株式会社と資本・人事面において関連がない者。

### (3) 単独企業及び共同企業体の代表企業の参加要件

単独で参加する企業及び共同企業体の代表企業は、次に掲げる要件を全て満たす者としします。

- ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に規定する最新の経営事項審査における建築一式工事の総合評定値（P点）が1,500点以上あること。
- イ 本事業における業務の着手時点で、本要項「5.（5）実施体制ア」に示す資格を有する者を統括責任者、及び「5.（5）実施体制イ」に示す実績を有する者をコスト管理責任者として配置できること。ただし、参加者となる企業と参加表明書提出の日以前に3か月以上直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限ります。

### (4) 業務別の参加資格

#### ア 設計業務に係る要件

設計業務を行う者は、次に掲げる要件を全て満たす者としします。

- ① 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定により、一級建築士事務所の登録を受けている者であること。また、建築士法第26条第2項の規定による当該建築士事務所の閉鎖期間中でないこと。
- ② 平成20年度以降に日本国内で業務を完了した、次に掲げるaの要件を満たす建築物の基本設計及び実施設計業務を元請（共同企業体の場合は代表構成員・構成員のいずれも可とする。）として履行した実績があること。
  - a 学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校（公立、私立は問わない）に該当し、延べ面積5,000㎡以上の建築物の新築、改築、増築（ただし、複合施設の場合は、別用途（小学校、中学校、義務教育学校以外）を除いた当該用途に供する部分の床面積の合計が5,000㎡以上の場合に限る。また、増築の場合は、増築部分のうち当該用途部分の延べ面積が5,000㎡以上の場合に限る。）なお、設計・施工分離方式で発注された設計業務を共同企業体で受注した場合は、代表構成員として参加した案件のみを実績として認め、設計・施工一括発注方式で発注された設計業務を共同企業体で受注した場合は、構成員として参加した案件（ただし、設計業務者が2者以上の場合は、主たる設計業務者となったものに限る。）も実績として認める。
- ③ 設計業務の着手時点で、「5.（5）実施体制」に示す資格を有する者を設計管理技術者及び建築（総合）に係る設計主任担当者（参加者となる企業と参加表明書提出の日以前に3か月以上直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。共同企業体の場合は、代表企業・設計企業のいずれか（ただし、設計業務者が2者以上の場合は、主たる設計業務者に限る。）と前記の雇用関係にある者に限る。）として配置できること。

#### イ 施工業務に係る要件

施工業務を行う者は、次に掲げる要件を全て満たす者としします。

- ① 建築一式工事について、建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定による建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ② 平成20年度以降に日本国内で完成・引き渡し完了した、次に掲げるaの要件を満たす

す建築物の施工を元請（共同企業体の場合は代表構成員のみ可とする。）として履行した実績があること。

a 学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校（公立、私立は問わない）に該当し、延べ面積5,000㎡以上の建築物の新築、改築、増築（ただし、複合施設の場合は、別用途（小学校、中学校、義務教育学校以外）を除いた当該用途に供する部分の床面積の合計が5,000㎡以上の場合に限る。また、増築の場合は、増築部分のうち当該用途部分の延べ面積が5,000㎡以上の場合に限る。）

③ 施工業務の着手時点で、本要項「5.（5）実施体制」に示す資格を有する者を現場代理人、監理技術者及び施工主任担当者（参加者となる企業と参加表明書提出の日以前に3か月以上直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。共同企業体の場合は、現場代理人及び監理技術者は代表構成員と、それ以外の者は代表構成員・構成員のいずれかと前記の雇用関係にある者に限る。）として配置できること。

#### ウ 工事監理業務に係る要件

工事監理業務を行う者は、次に掲げる要件を全て満たす者とします。

① 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定により、一級建築士事務所の登録を受けている者であること。また、建築士法第26条第2項の規定による当該建築士事務所の閉鎖期間中でないこと。

② 平成20年度以降に日本国内で業務を完了した、次に掲げるaの要件を満たす建築物の実施設計業務、又は工事監理業務を元請（共同企業体の場合は代表構成員・構成員のいずれも可とする。）として履行した実績があること。

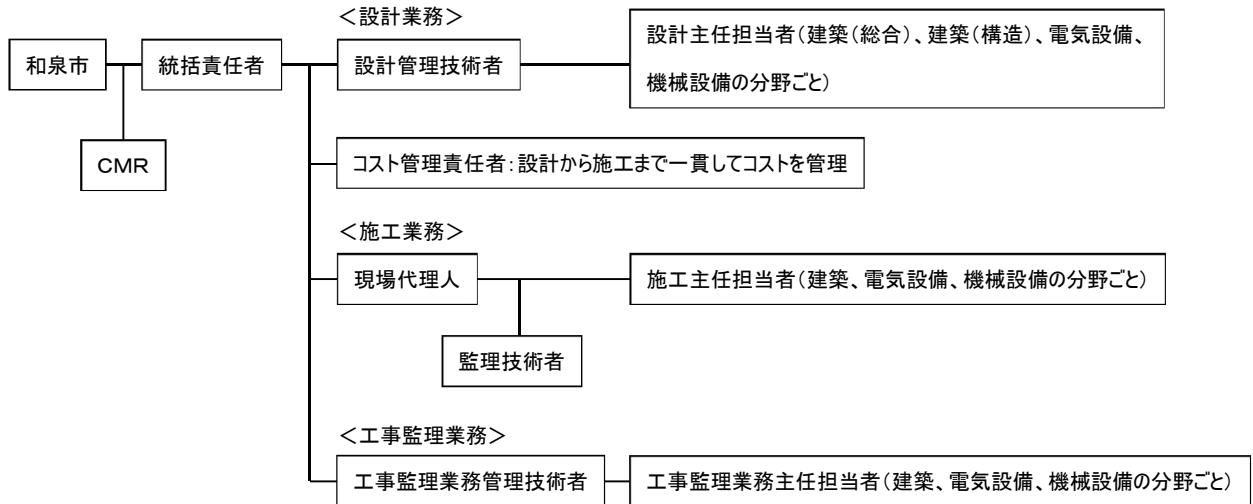
a 学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校（公立、私立は問わない）に該当し、延べ面積5,000㎡以上の建築物の新築、改築、増築（ただし、複合施設の場合は、別用途（小学校、中学校、義務教育学校以外）を除いた当該用途に供する部分の床面積の合計が5,000㎡以上の場合に限る。また、増築の場合は、増築部分のうち当該用途部分の延べ面積が5,000㎡以上の場合に限る。）

なお、設計・施工分離方式で発注された実施設計業務、又は工事監理業務を共同企業体で受注した場合は、代表構成員として参加した案件のみを実績として認め、設計・施工一括発注方式で発注された実施設計業務、又は工事監理業務を共同企業体で受注した場合は、構成員として参加した案件（ただし、設計業務者が2者以上の場合は、主たる設計業務者、工事監理業務者が2者以上の場合は、主たる工事監理業務者となったものに限る。）も実績として認める。

③ 工事監理業務の着手時点で、「5.（5）実施体制」に示す資格を有する者を工事監理業務管理技術者及び建築に係る工事監理業務主任担当者（参加者となる企業と参加表明書提出の日以前に3か月以上直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。共同企業体の場合は、代表企業・設計企業のいずれか（ただし、工事監理業務者が2者以上の場合は、主たる工事監理業務者に限る。）と前記の雇用関係にある者に限る。）として配置できること。

## (5) 実施体制

各業務の実施体制と兼任の条件は、以下に示すとおりとします。



- ・ 統括責任者と現場代理人の兼任は、認めるものとします。
- ・ 統括責任者と設計管理技術者の兼任は、認めるものとします。
- ・ 統括責任者とコスト管理責任者の兼任は、認めるものとします。
- ・ 設計管理技術者と建築（総合）設計主任担当者の兼任は認めるものとします。
- ・ 電気設備設計主任担当者と機械設備設計主任担当者の兼任は認めるものとします。
- ・ 建築（総合）設計主任担当者と建築工事監理業務主任担当者の兼任は認めるものとします。
- ・ 電気設備設計主任担当者と電気設備工事監理業務主任担当者の兼任は認めるものとします。
- ・ 機械設備設計主任担当者と機械設備工事監理業務主任担当者の兼任は認めるものとします。
- ・ 監理技術者と施工主任担当者（建築）の兼任は、認めるものとします。
- ・ 工事監理業務管理技術者と建築工事監理業務主任担当者の兼任は、認めるものとします。
- ・ 電気設備工事監理業務主任担当者と機械設備工事監理業務主任担当者の兼任は認めるものとします。
- ・ 監理技術者と現場代理人の兼任は認めるものとします。
- ・ 電気設備施工主任担当者と機械設備施工主任担当者の兼任は認めるものとします。

※ 3つ以上の兼任は不可とします。

- ・ 各配置予定技術者等については、次のア～キの資格を有することとします。また、参加者となる企業と参加表明書提出の日以前に3か月以上直接的かつ恒常的な雇用関係にあることとします。ただし、次のウ②～③及びキ②の資格を有する者については、前記の雇用関係の有無は必要ありません。

### ア 統括責任者

一級建築士、又は1級建築施工管理技士資格を有すること。

### イ コスト管理責任者

国又は地方公共団体等が発注する工事の新築、増築、改築の現場代理人経験を有すること。

※国又は地方公共団体等が発注する工事

○公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第2項に定める公共工事

○「医療法（昭和23年法律第205号）第31条に定める公的医療機関」、「国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に定める国立大学法人」及び「地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第1項に定める公立大学法人」が発注する工事

ウ 設計管理技術者及び各設計主任担当者

- ① 設計管理技術者及び建築（総合）設計主任担当者は、一級建築士資格を有すること。
- ② 建築（構造）設計主任担当者は、構造設計一級建築士資格を有すること。
- ③ 電気設備設計主任担当者、機械設備設計主任担当者のいずれかは、設備設計一級建築士資格を有すること。

エ 現場代理人

一級建築士、又は1級建築施工管理技士資格を有すること。

オ 監理技術者

- ① 監理技術者資格者証及び有効な監理技術者講習修了証を有するものであること。
- ② 一級建築士、又は1級建築施工管理技士資格を有すること。

カ 施工主任担当者

- ① 建築施工主任担当者は、一級建築士、又は1級建築施工管理技士資格を有すること。
- ② 電気設備施工主任担当者は、1級電気工事施工管理技士資格を有すること。
- ③ 機械設備施工主任担当者は、1級管工事施工管理技士資格を有すること。

キ 工事監理業務管理技術者及び各工事監理業務主任担当者

- ① 工事監理業務管理技術者及び建築工事監理業務主任担当者は、一級建築士資格を有すること。
- ② 電気設備工事監理業務主任担当者と機械設備工事監理業務主任担当者のいずれかは、設備設計一級建築士、一級建築士、又は建築設備士資格を有すること。

## （6）再委託

参加者は、設計管理技術者及び建築（総合）に係る設計主任担当者が行わなければならない業務を除く設計業務または、工事監理業務管理技術者及び建築工事監理業務主任担当者が行わなければならない業務を除く工事監理業務について、本市の承諾を得て再委託することができます。ただし、この再委託先は、「（2）参加者に共通する参加資格」に掲げる要件を全て満たす者とし（ただし、イを除く。）。

## 6. 日程

受付時間は、市の休日（和泉市の休日を定める条例（平成2年和泉市条例第12号）第2条に規定する市の休日をいう。以下同じ。）を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

### (1) 公告、現地確認、参加表明等の日程

| 区分 | 内容                     | 日程                                       |
|----|------------------------|--|
| ア  | 本プロポーザルの公告日            | 令和5年4月10日(月)                             |
| イ  | 現地確認の申込期間              | 公告日から<br>令和5年4月18日(火)午後5時まで              |
|    | 現地確認期間                 | 令和5年4月24日(月)から<br>令和5年5月8日(月)まで          |
| ウ  | 参加表明・一次審査に関する質疑の受付期間   | 公告日から<br>令和5年4月19日(水)午後5時まで              |
|    | 参加表明・一次審査に関する質疑への回答    | 令和5年4月25日(火)                             |
| エ  | 参加表明書・一次審査書類の提出期間      | 令和5年4月26日(水)午前9時から<br>令和5年5月9日(火)午後5時まで  |
| オ  | 参加資格確認・一次審査結果及び受付番号の通知 | 令和5年5月12日(金) 予定                          |
| カ  | 技術提案に関する質疑の受付期間        | 令和5年5月15日(月)午前9時から<br>令和5年5月19日(金)午後5時まで |
|    | 技術提案に関する質疑への回答         | 令和5年5月29日(月)                             |

### (2) 技術対話の日程

| 区分 | 内容            | 日程                                      |
|----|---------------|---|
| ア  | 技術対話申込書の受付期間  | 令和5年5月30日(火)午前9時から<br>令和5年6月9日(金)午後5時まで |
| イ  | 技術対話に対する対話の実施 | 令和5年6月19日(月)から<br>令和5年6月23日(金)までの指定する日  |
| ウ  | 技術対話に対する結果の通知 | 令和5年7月10日(月) 予定                         |

### (3) 技術提案書の提出、評価等日程

| 区分 | 内容                              | 日程                                      |
|----|---------------------------------|---|
| ア  | 技術提案書の提出期間                      | 令和5年9月4日(月)午前9時から<br>令和5年9月11日(月)午後5時まで |
| イ  | プレゼンテーション開催の通知                  | 令和5年9月15日(金) 予定                         |
| ウ  | 技術提案審査実施日<br>(プレゼンテーション及びヒアリング) | 令和5年10月5日(木) 予定<br>(予備日: 令和5年10月12日(木)) |
| エ  | 技術提案審査結果の通知                     | 令和5年10月中旬予定                             |

### (4) 契約締結等日程

| 区分 | 内容                 | 日程          |
|----|--------------------|-------------|
| ア  | 評価結果の公表            | 令和5年10月下旬予定 |
| イ  | 仮契約締結              | 令和5年10月下旬予定 |
| ウ  | 本契約締結（和泉市議会の議決により） | 令和5年12月予定   |

## 7. 募集要項等の交付

### (1) 交付資料の位置づけ

- ア (仮称) 富秋学園整備事業 設計施工者選定公募型プロポーザル募集要項  
本プロポーザルへの参加要件のほか、手続等について必要な事項を定めたもの。
- イ (仮称) 富秋学園整備事業 設計施工者選定公募型プロポーザル様式集  
本プロポーザルにおいて提出を求める書類の様式を定めたもの。
- ウ (仮称) 富秋学園整備事業 設計施工者選定公募型プロポーザル評価基準（以下「評価基準」という。）  
本プロポーザルにおける評価方法のほか、評価にあたっての評価項目、配点等を定めたもの。
- エ (仮称) 富秋学園整備事業 要求水準書  
本事業において受注者が実施する業務に関して、本市が要求する施設機能・性能及び業務の水準を規定するものを示し、参加者の提案の指針を定めたもの。
- オ 設計施工契約書（案）
- カ (仮称) 富秋学園整備事業 参考資料  
提案価格見積金額（工事費）算出の参考となる資料
- ・参考資料1 施設計画の一例
  - ・参考資料2 敷地測量図
  - ・参考資料3 既存インフラ供給状況
  - ・参考資料4 既存建物図面
  - ・参考資料5 既存校舍改修図面（工事期間中の利用状況）
  - ・参考資料6 S50 富秋中地質調査結果
  - ・参考資料7 アスベスト調査結果
  - ・参考資料8 参考の仕上げ・仕様等
  - ・参考資料9 学校年間行事予定表（令和4年度）

### (2) 交付資料の配付方法

- ア 本市ホームページで掲載する資料  
本要項「7.（1）交付資料の位置づけ」のうち、ア、イ、ウ、エ、オとする。
- イ 電子データによる提供資料  
本要項「7.（1）交付資料の位置づけ」のうち、カとする。

### (3) 電子データの提供期間

公告日から令和5年5月2日（火）午後5時まで

### (4) 電子データの提供方法

事前に電話予約で受け付けた時間帯に、事務局にてCD-Rを配付します。電子データ受領の際は、守秘義務誓約書【様式1】を提出してください。

※配付資料は、本プロポーザルの技術提案書等の作成のみに使用することとし、目的外の使用は行わないでください。配付されたCD-Rは、情報漏洩のないように提案書提出時、または辞退するときに返却してください。

## 8. 現地確認

### (1) 申込期間

公告日から令和5年4月18日（火）午後5時まで

### (2) 申込方法

現地確認を希望する場合は、現地確認参加申込書【様式2】を事務局宛に電子メールで提出してください。送信後は、必ず事務局宛に電話し、受信確認を行ってください。

### (3) 現地確認日時の連絡

事務局が日程を調整し、現地確認参加申込書に記載の担当者に電子メールで連絡します。現地確認は、令和5年4月24日（月）から令和5年5月8日（月）の間で実施します。

## 9. 質疑の受付及び回答

### (1) 提出方法等

ア 質疑書【様式3】に質疑内容を記入し、原本ファイル形式のまま保存した電子データを添付のうえ、本要項「4. 事務局」のメールアドレスに送信してください。誤送信等のトラブルの責任は持てませんので、十分注意してください。また、送信後は、必ず事務局宛に電話をし、受信確認を行ってください。なお、公正を期するため、電子メールのみの受付とし、電話などによる個別の質疑は受け付けません。

イ 回答はとりまとめのうえ、電子メールにて通知します。なお、質疑回答書は、本要項及び関係する書類の追加変更又は修正として同等、もしくは置き換えるものとします。

### (2) 参加表明・一次審査に関する質疑

ア 質疑受付期間

公告日から令和5年4月19日（水）午後5時まで

イ 回答日

令和5年4月25日（火）

ウ その他

電子メールにおける表題は、【(仮称) 富秋学園整備事業 設計施工者選定公募型プロポーザ

ル 参加表明・一次審査に関する質疑書】とします。

### (3) 技術提案に関する質疑

ア 質疑受付期間

令和5年5月15日（月）午前9時から令和5年5月19日（金）午後5時まで

イ 回答日

令和5年5月29日（月）

ウ その他

電子メールにおける表題は、【(仮称) 富秋学園整備事業 設計施工者選定公募型プロポーザル 技術提案に関する質疑書】とします。

## 10. 参加表明書・一次審査書類の作成及び提出方法

本プロポーザルの参加希望者は、次に示す書類を提出してください。なお、共同企業体での参加の場合、本プロポーザルに係る手続きは代表企業が行うものとします。

### (1) 提出方法等

ア 事務局まで持参又は郵送してください。持参による提出の場合は、市の休日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）の時間帯で受領しますので、事前に提出日時を電話連絡してください。

また、郵送による提出の場合は、書留郵便とし、提出期間内に到着するよう発送してください。なお、発送後必ず電話連絡してください。

イ 各書類は様式リストに示された指定様式で作成してください。

ウ 用紙サイズはA4判又はA3判とし、A3判はA4判の大きさに折り込み、A4判ファイル綴じしてください。

エ CD-R（容量が不足する場合はDVD-Rとする。）に、提出書類の電子データを格納し提出してください。様式の指定があるものは、PDF形式に変換せず、その他はPDF形式とし、ウイルスチェックを行った上で提出してください。

### (2) 提出期間

令和5年4月26日（水）午前9時から令和5年5月9日（火）午後5時まで

### (3) 提出書類

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| ア 参加表明書【様式4-1】              | 1部 |
| イ 参加資格確認書【様式4-2】            | 1部 |
| ウ 実績・体制審査に係る提案書【様式4-3】      | 1部 |
| エ 特定建設工事共同企業体協定書（案）【様式5】    | 1部 |
| オ 参加資格・実績体制審査に関する実績を確認できる資料 | 1部 |
| カ ア～オまでの電子データ（CD-R）         | 1部 |

### (4) 参加資格確認結果の通知、技術提案書提出依頼の送付



参加者が、本要項「5. 参加資格」に記載している要件を全て満たしているかどうかを確認し、その結果を令和5年5月12日（金）までに通知します。併せて評価基準に基づき一次審査を行い、上位の者（5者）には、技術提案書提出依頼書と受付番号を通知しますので、以後の提出書類の受付番号記入欄に当該番号を記入してください。なお参加資格不適格通知書を受けた者は、和泉市発注工事に係る苦情処理要領第3条の規定に基づき、その通知をした日の翌日から起算して7日以内に、指定様式により市に対してその理由について説明を求めることができます。受付場所は事務局とし、受付時間は市の休日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とします。

## （5）参加表明の秘匿

以降の評価は全て匿名で行いますので、匿名性を担保するため、参加表明をした事実の公表は、技術提案審査の結果公表まで一切行わないでください。

### 1.1. 技術対話の方法等

発注者が期待する技術提案の方向性について、提案者が理解を深め、より有益なプロポーザルとすることを目的に、希望者と事務局にて、技術提案前に対話の機会を設けます。

対話を希望する提案者は、事前に技術対話にて確認をしようとしている提案内容の概要一覧と補足資料を添えて事務局に対話を申し込んでください。対話では上記資料に基づいて、発注者の期待にかなっているかどうか、提案の意図も含めて対話します。

対話後に事務局から各提案者に対し、概要一覧に記載された項目ごとに、「提案可」か「提案不可」、「条件付提案可」であるかを通知します。また、技術対話の結果により、公募資料の変更等が生じる場合には、速やかに通知します。

技術提案については、本要項「2.（5）対象業務」の範囲内に限るものとし、要求水準書の内容を低下させる提案は認めません。また対話の有無によらず、（対話の結果「提案不可」と通知されたものを除いて）提案者の判断で提案し、提案価格にも反映することとします。

なお、対話内容の正確を期するため、事務局において録音を行うものとします。

## （1）申込方法等

本要項「9.（1）提出方法等」を参照してください。

## （2）提出期間

令和5年5月30日（火）午前9時から令和5年6月9日（金）午後5時まで

## （3）提出書類

|   |                   |    |
|---|-------------------|----|
| ア | 技術対話申込書【様式6-1】    | 1部 |
| イ | 技術提案概要一覧【様式6-2】   | 1部 |
| ウ | 技術提案概要資料【任意書式】    | 1部 |
| エ | ア～ウまでの電子データ（CD-R） | 1部 |

#### (4) 技術対話の実施日等

ア 実施日

令和5年6月19日（月）から令和5年6月23日（金）予定

イ 会場等

会場、実施時間は別途通知します。

ウ その他

この対話は技術対話申込者と事務局により対面形式で行います。

#### (5) 技術対話結果の通知及び公開

対話結果は、令和5年7月10日（月）に電子メールで当該技術対話申込者に対してのみ通知します。ただし、対話結果のうち、事務局が全ての参加者に開示すべきと判断した項目は通知します。

### 1.2. 技術提案書の作成及び提出方法

#### (1) 提出方法等

本要項「10. (1) 提出方法等」を参照してください。

#### (2) 提出期間

令和5年9月4日（月）午前9時から令和5年9月11日（月）午後5時まで

#### (3) 提出書類

|                           |    |
|---------------------------|----|
| ア 技術提案書【様式7-1】            | 1部 |
| イ 提案価格見積書【様式7-2、7-3、7-4】  | 1部 |
| ウ 技術提案審査に係る提案書【様式7-5、7-6】 | 8部 |
| エ ア、ウの電子データ（CD-R）         | 2部 |
| オ イの電子データ（CD-R）           | 1部 |

※イは代表印による封印をして提出してください。

#### (4) 作成の留意事項

ア 技術提案書は、本要項および要求水準書に示す機能等を満たすことを基本とし作成してください。また、機能面、コスト面を総合的に検討して作成してください。

イ 技術提案書は、確実に実施できる内容としてください。契約後、受注者側の責により技術提案書に記載した内容を達成できない場合は、本要項「15. 提案書内容不履行の場合の措置」に記載している違約金等を請求する場合があります。

ウ 技術提案書に記載された配置予定技術者等の変更は、原則として認めません。ただし、病休、死亡、事故、退職等、やむを得ない事情により変更が必要な場合は、当初の配置予定技術者等と同等以上の者として本市が認める者を配置してください。

エ 技術提案書の著作権は、参加者に帰属するものとします。ただし、契約予定事業者として特

定された者の技術提案書については、本プロポーザルに関する報告等のために契約予定事業者と協議のうえ、公表する場合があります。

オ 特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を技術提案書の作成に使用することにより生ずる責任は、参加者が負うものとします。

カ 技術提案書は、参加者の技術情報保護の観点から、原則として非公開としますが、和泉市情報公開条例（平成10年和泉市条例第32号）の規定に基づく情報公開請求があった場合には公開します。なお、参加者の競争上の地位、利益を害すると認められる情報については、非公開となる場合があります。その際は、該当すると考えられる部分について予め文書により申し出てください。

キ 技術提案書、提案価格見積書等の作成および提出にかかる費用は、参加者の負担とします。

ク 都合により技術提案書の提出ができない場合は、参加辞退届【様式8】を提出してください。

ケ 体裁及び書式

- ① 用紙の余白は、左最低20mm以上を確保してください。ただし、ページ番号の位置は除きます。
- ② 「技術提案書【様式7-1】」は他の書類とは綴じ込まず、提出書類の一番上に添えて提出してください。
- ③ 「提案価格見積書【様式7-2、7-3、7-4】」及びその電子データを格納したCD-Rは、「(仮称) 富秋学園整備事業 提案価格見積書在中」の表示と「提出者名」を記載した封筒に入れ、参加者名（共同企業体の場合は代表企業名）の代表印で封印してください。
- ④ 「技術提案審査に係る提案書（表紙）【様式7-5】」及び「技術提案審査に係る提案書【様式7-6】」は、フラットファイルに綴じ込んで提出してください。
- ⑤ 匿名による評価を行うため、「技術提案審査に係る提案書【様式7-6】」の書類には、会社名及び会社名を類推できる固有名詞、ロゴマーク等は一切記載しないでください。記載のある場合には、事務局で黒塗りする場合があります。
- ⑥ 「技術提案審査に係る提案書【様式7-6】」は、図表等を適宜活用して分かりやすい表現としてください。また、本文中で使用する文字フォントの大きさは、10.5ポイント以上（図表内の文字は除く。）としてください。
- ⑦ 「技術提案審査に係る提案書【様式7-6】」は、次の提案項目に沿って記載してください。

A. 業務全般【様式7-6×3枚】

- ア) 業務実施方針と体制
- イ) 工程管理手法
- ウ) 品質管理手法
- エ) コスト管理手法の提案
- オ) 地域貢献
  - ①市内企業の活用金額 ※1
  - ②市内企業の活用数
  - ③市内での調達金額 ※1
  - ④地域活性化に資する取組と具体的な実施方法

B. 設計業務【様式7-6×7枚】

- ア) 設計方針、配置・外構・平面計画
- イ) 外観計画
- ウ) 内観計画
- エ) 構造計画
- オ) 設備計画

C. 施工業務【様式7-6×1枚】

- ア) 施工計画

※1 「①市内企業の活用金額」、「②市内企業の活用数」及び「③市内での調達金額」について、以下に示す内容の記載としてください。

なお、実績金額を工事段階で確認しますので、確実に履行可能な金額で提案してください。達成できない場合は、本要項「16. 提案書内容不履行の場合の措置」を参照ください。

① 市内企業への活用金額

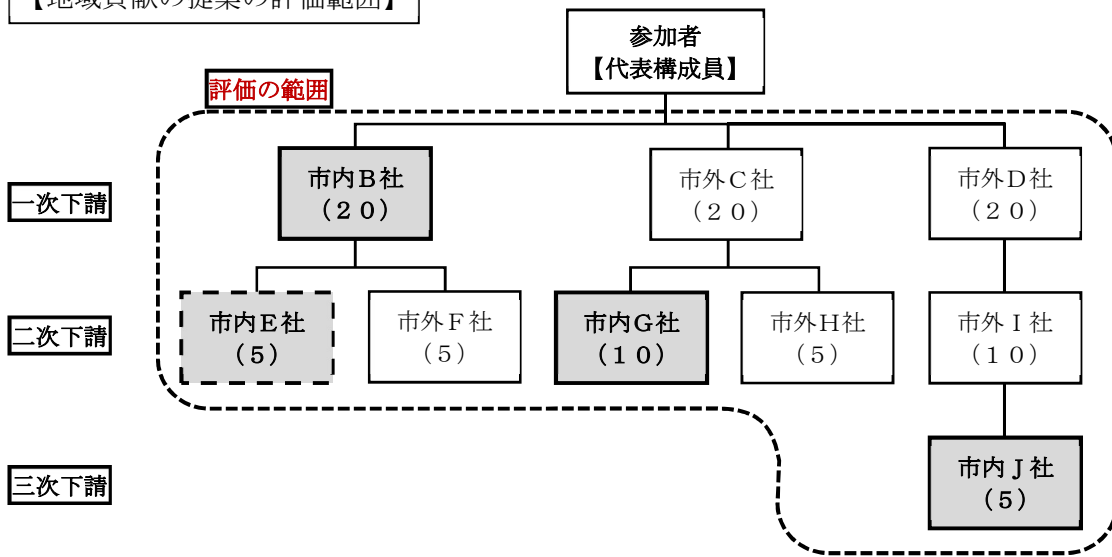
下請けとなる市内企業に発注した金額（共同企業体における市内企業（以下「市内JV」という。）の出資金額を含む。）を算出対象範囲とし、二次下請以降の市内企業への重複発注については加算しないものとします。（下図、【地域貢献の提案の評価範囲】参照ください。）

提案見積価格に対する上記金額の割合を記載してください。

② 市内企業の活用数

下請けとなる市内企業を活用した数（市内JVを含む。）を算出対象範囲とし、二次下請以降の市内企業への重複発注については加算しないものとします。（下図、【地域貢献の提案の評価範囲】参照ください。）

【地域貢献の提案の評価範囲】



※各下請に記載している（ ）内は、発注金額を示す。

①市内企業への貢献額  
 $B社 + G社 + J社 = 貢献額$   
 $20 + 10 + 5 = 35$

②市内企業の活用数  
 $B社 + G社 + J社 = 3$

③市内での調達金額

- ・資材等購入費：元請から直接その他市内企業へ発注した金額を算出対象範囲とします。(燃料費等も含む。)
- ・住居等費用：元請が直接市内企業より調達した社宅借上料やホテル等宿泊費・飲食費などを算出対象範囲とします。(レンタカー代等含む。)

13. 評価の実施及び結果の通知

(1) 委員会の設置

本プロポーザルにおける最優秀提案者及び次点提案者の決定は、学識経験者等で構成する和泉市立学校校舎等整備に係る事業者選定委員会（以下「委員会」という。）において、評価基準に基づき行います。

委員会での評価過程（委員会の会議録など）は非公開としますが、評価・検討の過程については、最優秀提案者の決定後、講評をとりまとめて公表します。

(2) 実績・体制審査

評価基準に基づき事務局にて実績・体制の定量評価を行い、委員会に報告します。

### (3) 技術提案審査（技術提案、プレゼンテーション、ヒアリング）

評価基準に基づき各委員が、技術提案書の内容をプレゼンテーション、ヒアリングを踏まえて評価します。プレゼンテーションについては、次に示す方法で実施します。

#### ア 実施日及び会場

令和5年10月5日（木）予定、会場未定

※悪天候などで開催できない場合は、令和5年10月12日（木）に実施します。

※実施日及び会場については、令和5年9月上旬を目途にプレゼンテーションの対象者に通知します。

#### イ 出席者

プレゼンテーションの出席者は、配置予定技術者の中からパソコン操作者を含めて6名以内とします。なお、技術提案書に記載した配置予定技術者のうち、統括責任者、設計管理技術者、現場代理人、工事監理業務管理技術者は必ず出席してください。

プレゼンテーションに出席が必須とされている説明者が、自然災害等の不測の事態が発生するなど特別な事情により出席できない場合の取扱いについては、別途委員会にて協議します。

#### ウ 持ち時間

プレゼンテーションの持ち時間は、25分とします。その後、各委員からのヒアリングを25分程度行う予定です。

#### エ その他

- ① プレゼンテーションは、参加者が提出した技術提案書に記載した内容をパワーポイント等にて表現したものとし、新たな提案は認めません。
- ② プレゼンテーションは匿名で審査しますので、資料への社名等の記載や発言、服装等について十分注意してください。
- ③ プレゼンテーションへの出席に係る費用は、参加者の負担とします。
- ④ プロジェクター（機器の内容は後日通知）とスクリーンは、本市で準備しますが、パソコン等は持参してください。

### (4) 提案価格審査

技術提案の評価点確定後、提案価格見積書を開封し、評価基準に基づき事務局にて提案価格審査点を算定後、委員会に報告します。

なお、提案価格は本要項、評価基準および要求水準書に基づいて作成する技術提案を基に見積もりするものとします。

### (5) 提案者が1者の場合の取扱い

提案者が1者のみの場合であっても審査を実施し、実績・体制審査、技術提案審査の合計評価点が4割以上の場合は、最優秀提案者として選定の上、本業務契約締結に向けた交渉を行う。

### (6) 最優秀提案者及び次点提案者の決定

#### ア 評価の実施

委員会を開催し、実績・体制審査、技術提案審査、提案価格審査の評価点を加えた合計評価点により、最優秀提案者のほか、次点提案者を選定します。選定後、市長が最優秀提案者と次点提案者を決定します。

イ 評価結果の通知等

- ① 評価結果は、技術提案審査の参加者全員に対して、令和5年10月中旬を目途に書面を郵送して通知します。また、最優秀提案者に対しては、契約手続きの方法等について連絡します。
- ② 技術提案審査の結果については、評価点等を含め、本市のホームページ上で公表する予定です。また、最優秀提案者と次点提案者は、企業名も公表します。

ウ 審査結果の公表

審査結果等の情報については、契約交渉の相手方が決定した後、次の内容を本市ホームページにて公表します。

- ① 優先交渉権者（契約交渉の相手方をいう）の名称及び技術提案審査評価点
- ② 全参加者の名称（申込順。辞退、失格等含む）
- ③ 全提案者の名称
- ④ 全提案者の総合点（総合得点順）
- ⑤ 全提案者の評価項目ごとの各委員の点数
- ⑥ 優先交渉権者の選定理由
- ⑦ 選定委員の所属及び氏名

※③と④及び③と⑤の対応関係は明らかにしない。

※提案者が2者の場合は、優先交渉権者の総合得点は公表するが、残りの1者の総合得点は公表しない。

エ その他

- ① 評価途中で参加者に関する情報は、一切公表しません。
- ② 本市ホームページで公表する審査結果以外の評価に関する内容についての問合せは、受け付けません。
- ③ 審査結果に対する異議申し立ては、受け付けません。
- ④ 選定されなかった参加者は、審査結果通知の翌日から起算して7日（市の休日は含まない。）以内に、書面を持参又は郵送により、選定されなかった理由について説明を求めることができます。回答は書面にて行います。

## 1.4. 契約に関する事項

### (1) 契約の締結

市長が決定した最優秀提案者と契約交渉を行いますが、次のいずれかに該当する場合は、その者とは契約の締結を行いません。

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当することとなった場合

イ 和泉市から入札参加資格停止措置又は指名回避措置を受けることとなった場合

ウ 建築士法第26条第2項の規定により、当該建築士事務所の閉鎖又は登録の取り消しの命令を受けることとなった場合

- エ 技術提案書の無効が判明した場合
- オ その他本要項に違反した場合

## (2) 契約の成立

- ア 最優秀提案者は、発注者と協議等を行い、仮契約を締結します。
- イ アによる協議等に合意できなければ、次点提案者と協議等を行い、仮契約を締結します。この場合、最優秀提案者は、参加辞退届【様式8】を提出すること。
- ウ 協議等の合意後、最優秀提案者の責により契約の辞退の申出があった場合、指名停止措置や違約金の徴収等の措置を講じます。
- エ 本業務の仮契約は、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第2条の規定に基づき、和泉市議会の議決を得たときに本契約として成立するものとします。ただし、和泉市議会が否決された場合は、当該仮契約は解除します。なお、その決定に際して発注者は契約予定者に対して一切の責を負わないものとします。
- オ 本業務の契約に係る契約保証金は、契約金額の100分の10以上とします。ただし、和泉市財務規則第104条の規定に該当する場合は契約保証金を免除することがあります。

## (3) 契約金額と契約代金内訳書の提出

- ア 契約金額は原則として当該参加者が提出した提案価格見積書の金額以内とします。
- イ 契約締結までに、速やかに提案価格見積書に記載した科目に沿って細目まで記載した契約代金内訳書を作成のうえ、発注者に提出するものとします。

## (4) 技術提案内容

技術提案内容が契約書の一部を構成するものとなるため、以下の範囲において本業務の契約上の拘束力を有することに留意すること。

- ア 評価項目に基づく審査の扱い  
原則として、最優秀提案者が提案した提案内容が、請負契約で定める業務水準となり、選定者は提案内容に拘束されるが、本市は、最優秀提案者との間で協議のうえ、提案内容のうち要求水準以上の提案について、その一部又は全部を請負契約で定める業務水準とはしないとの決定をすることができ、選定者は本市の決定に拘束されることに留意すること。なお（2）イにより次点提案者と契約する場合、上記は最優秀提案者を次点提案者と読み替えるものとする。
- イ 委員会の意見の扱い  
委員会においては、参加者からの提案内容に対して意見が出される場合がある。この場合、契約の締結の段階で、委員会が提示した意見を踏まえて、提案内容を改善することが望ましいと市が判断し、選定者との間で合意した場合には、設計等の条件として加味する場合があることに留意すること。



## (5) プレゼンテーションやヒアリングにおける発言等

参加者によるプレゼンテーション、委員会による参加者へのヒアリング等における発言・回答内容等は、提案書類における提案内容と同様の扱いとし、本工事の契約上の拘束力を有するものとして取り扱います。

### 15. 参加者の失格

参加者が次のいずれかに該当した場合は、失格とします。

- ア 参加者が、本要項「5. 参加資格」に記載している要件を満たさなくなった場合
- イ 提出書類等に虚偽の記載がある場合
- ウ 参加者に評価の公平性を害する行為や著しく信義に反する行為がある場合
- エ 提出書類等を指定の期日までに提出しなかった場合
- オ 提出書類等を所定の方法で提出しない場合
- カ 提出書類等が所定の様式、内容等を満たさない場合
- キ 本要項に定める以外の方法で市職員、選定委員等に対して本案件について接触をはかり、接触した事実が認められた場合
- ク 実績・体制審査、技術提案審査の合計評価点が、満点の4割を下回った場合
- ケ プレゼンテーションに出席しない場合（自然災害等の不測の事態が発生した場合を除く。）
- コ その他公正な競争の妨げとなる行為、事実があったと委員会が認めた場合

### 16. 提案書内容不履行の場合の措置

受注者は、本プロポーザルで提出された技術提案書の内容については、本市の指示により実施する必要がない部分を除き、確実に履行するものとします。なお、本業務の完了時に受注者側の責により技術提案書に記載した内容を履行できなかった場合、又は、本業務の完了前であっても履行できないと認められた場合、本市は受注者に対して、技術提案書不履行に関する措置として違約金等を請求する場合があります。また技術提案書の提案事項を達成する意思が受注者に認められない等、技術提案書に記載した事項に対する履行状況が特に悪質と認められる場合は、契約を解除し、損害賠償の請求を行うことがあります。ただし受注者の責に帰することの出来ない事情により技術提案書の提案事項が達成できない場合は、市と協議の上、対応を決定します。

なお技術提案中、業務全般 オ) 地域提案 ①、②及び③（以下、「地域貢献案」という。）において、提示された金額等を達成できない場合は、未達成の割合に応じ工事完了時の完成払いの金額から次の式で得た金額を違約金として差し引くものとします。ただし、受注者が提示した相当の金額及び条件に対し、市内業者が受注に至らなかった場合は、当該提示額は達成金額とみなすことができるものとします。

$$\frac{\text{地域貢献案の評価点}}{\text{受注者の総評価点}} \times \text{契約金額} \times \text{未達成の割合}$$

### 17. プロポーザルの中止

自然災害等のやむを得ない理由により、本プロポーザルを実施できないと認められるときは、中

止する場合があります。この場合、本プロポーザルの準備に要した費用を本市に請求することはできません。

## **18. 留意事項**

本プロポーザルの実施にあたり、使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は、日本国通貨、日本の標準時及び計量法に定める単位とします。また、提出された書類の訂正、追記、返却は認めません。また、要求する内容以外の書類や図面等は、受理しません。本プロポーザル及び本業務において作成される資料、成果物等は、本業務の目的の範囲内においてCMRに提供するものとします。

(参考) 本プロポーザルの流れ

